

中町／宇品航路船舶建造委託業務に係る公募型  
プロポーザル募集要項

令和3年7月

江 田 島 市  
(企画部企画振興課)

## I 公募型プロポーザルの目的

中町／宇品航路（以下「本航路」という。）は、通学、通勤、通院等で年間 38 万人が利用しており、地域住民の生活に欠かすことができない生活航路となっている。

本航路は、かつて市直営で運航していたが、平成 27 年 10 月に公設民営に移行しており、市所有船 3 隻を指定管理者に貸与することにより、運航を継続している。

市所有船は進水から 30 年近くが経過しており、主機関は既に製造中止となっているため、今後数年間で部品供給が終了する見込みである。そのため、市所有船の主機関等に不具合が生じた場合は、通常運航に支障をきたす恐れがある。

本業務は、市民の海上交通を確保することを目的として、主機関の部品供給の終了を見越して、高速船 1 隻（以下「新船」という。）を建造する民間事業者を公募する。

## II 委託業務内容

### 1 業務名

中町／宇品航路船舶建造委託業務（以下「本建造事業」という。）

### 2 委託期間

契約締結の翌日から令和 5 年（2023 年）3 月 31 日（金）まで

### 3 業務内容

別添「中町航路新船建造業務基本計画書」（以下「基本計画書」という。）のとおり。

### 4 建造予定価格

450,000,000 円（消費税及び地方消費税の額を含む。）以内

### 5 事務局

江田島市大柿町大原 505 番地 江田島市企画部企画振興課

TEL：0823-43-1630 FAX：0823-57-4433

E-mail：kikaku@city.etajima.hiroshima.jp

## III 応募者の参加資格

### 1 応募者の参加資格要件

応募者は、次に掲げる要件を全て満たすこと。

- (1) 造船法（昭和 25 年法律第 129 号）第 6 条の規定に基づく船舶の製造事業等の開始届を有していること。
- (2) 次に掲げる事項について実績等を有する者であること。
  - ア 過去に本建造事業に類する旅客用高速船の建造実績があること。
  - イ 船舶建造施設  
当該船舶の建造に必要な能力を有すること。
  - ウ 船舶設計技術者

当該船舶の建造設計を自社で実施でき、技術者を確保できること。

エ 船舶建造技術者

当該船舶の建造に必要な技術者を確保できること。

オ 資力

本建造事業の完遂に必要な資力を有すること。

カ 納入後のメンテナンス体制

建造船舶の故障又は異常時に対応するため、船舶納入後においても十分なアフターサービス・メンテナンス体制を確保することが可能なこと。

(3) 次のいずれにも該当しないこと。

ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者

イ 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 28 号第 3 項又は第 5 項の規定による営業停止を受けている者

ウ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申立てがなされている者

エ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申立てがなされている者

オ 破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 17 条又は第 18 条の規定による破産手続開始の申立てがなされている者

カ 国税，地方税を滞納している者

キ 江田島市暴力団排除条例（平成 23 年江田島市条例第 1 号）第 2 条第 1 号の暴力団及び同条第 2 号の暴力団員並びに同条第 3 号の暴力団密接関係者に該当する者

## 2 その他

公告日から優先交渉者決定の日までの期間に、応募者が資格など条件を欠くこととなった場合は失格とする。

## IV 参加に関する手続

### 1 募集スケジュール

プロポーザルの実施案内(公告)	令和 3 年 7 月 7 日(水)
募集要項等の配布	公示日～令和 3 年 7 月 21 日(水)
質問の受付	公示日～令和 3 年 7 月 21 日(水)
質問に対する本市からの回答期限	令和 3 年 7 月 28 日(水)
参加表明書の提出期限	令和 3 年 7 月 30 日(金)午後 5 時
辞退届の提出期限	令和 3 年 8 月 10 日(火)午後 5 時
提案書の提出期限	令和 3 年 8 月 20 日(金)午後 5 時
プレゼンテーション，選考	令和 3 年 9 月 15 日(水)
選考結果の通知	令和 3 年 9 月下旬

## 2 募集要項等の配布

### (1) 配布方法

江田島市役所企画部企画振興課(江田島市役所本庁舎3階)で配布する。なお、江田島市ホームページからもダウンロード可能とする。

### (2) 配布期間

公示日から7月21日(水)まで

## 3 質問書の受付

### (1) 提出方法

本プロポーザルに係る質問がある場合には、「質問書(様式第3号)」に記入の上、事務局宛てにEメールまたはFAXで提出すること。なお、質問書を送信した際には必ずその旨を事務局宛てに連絡し、質問書の着信を確認すること。

### (2) 質問の受付期間

公示日から7月21日(水)まで (江田島市役所の閉庁日を除く)

### (3) 質問への回答

質問書の提出があった場合は、7月28日(水)までにホームページで回答を公表する。

## 4 参加表明書の提出

### (1) 提出書類

本プロポーザルへの参加を希望する者は、本募集要項、基本計画書及び江田島市契約規則他の関係諸法令を理解・遵守の上で、次の書類を提出すること。

ア 参加表明書	様式第1号
イ 会社概要書	様式第2号及び会社概要が分かる書類(パンフレット等)
ウ 造船業登録済証(写し)	
エ 船舶建造実績書	任意様式 過去の相応の高速船設計・建造実績について、その一覧表・写真などを提出すること。
オ 保有する造船施設の概要	任意様式 保有する造船施設の規模や造船能力(船台数等)を明らかにすること。
カ 造船所の体制・組織図	任意様式 造船所の体制・組織図は、設計・施行・メンテナンス等に必要な技術者の確保状況が分かるものとする。
キ 納入後のメンテナンス体制調書	任意様式 納入後に実施可能なメンテナンスの範囲を示す書類
ク 法人登記簿謄本	履歴全部事項証明書で申請日から3ヶ月以内に発行されたもの
ケ 印鑑登録証明書	申請日から3ヶ月以内に発行されたもの

コ 納税証明書	令和2年度の国税及び本店所在地の地方税に未納がないことを証する証明書(納税証明書や完納証明書など)で、申請日から3ヶ月以内に発行されたもの
サ 財務諸表等の写し	直近から3年間の決算の財務諸表及び税務申告書の写しなど

(2) 提出部数

正本1部, 副本10部(正本の写し)

(3) 提出期間

公告日翌日の8時30分から令和3年7月30日(金)午後5時まで(江田島市役所の閉庁日を除く)

(4) 提出方法

持参又は郵送(郵送の場合は, 配達証明付き書留郵便に限る。提出期限までに必着のこと。)により事務局へ提出すること。

## 5 提案書の提出

提案書類提出書(様式第5号)に次のアからカまでの書類を添付した上で, 提出すること。

(1) 添付書類(各任意様式)

ア 企画提案書(A4判とすること。)

表紙には「中町/宇品航路船舶建造委託業務 企画提案書」と「応募者名」を記載し, 次の項目及び審査基準を参考にした上で, 新船の概要等を記載すること。

なお, 新船のデザインや船体塗装等については, 江田島市らしさが表現されていることが望ましい。

- ・新船の設計建造に当たる際の理念, スタンス
- ・新船の基本コンセプト
- ・新船の概要及び特徴・特性等

イ 基本計画書(様式第6号)

基本計画書に定めた要目に対する施行内容及び備考内容に対する対応策を記載すること。

ウ 見積書(消費税及び地方消費税の額を含む。)

設計・建造費等についてそれぞれ内訳を明記すること。

エ 建造仕様書又は要目表

新船の全ての要目(基本計画書に定めた要目も含む)を明記すること。

オ 基本図面

- ・一般配置図
- ・中央断面図
- ・バリアフリー施設図(バリアフリー客室その他バリアフリー配慮事項について記載したもの)
- ・外観図(カラーで「鳥瞰図」など外観・艤装等が分かるもの。)

カ その他市が必要と認める書類

- ・総トン数計算書
- ・省エネルギー設備関係説明資料

(船型や船舶の機関部及び電気部において、燃料消費量の軽減等の省エネルギー化に対応するための設備・設計等に関する資料。)

- ・推定速力計算書（新船にトリム制御装置を備えた場合は、当該装置を備えていない仕様の推定速力計算書も提出すること。）
- ・工程表（仮契約締結から令和5年3月末までの間で、実施を予定する本建造事業のスケジュール。）
- ・その他本建造事業に当たってアピールできるもの

(2) 提出部数

ア 提出部数

正本1部，副本10部（正本の写し）

イ その他

- ・企画提案書は、1者1提案とする。また、採用された提案の著作権は、江田島市に帰属する。
- ・提案内容と満載状態の試運転（運航時）等のデータに著しい相違があるときは、事業者は修補の責めを負う場合があるものとする（ただし、修補が合理的でない場合は、損害賠償の責めを負う場合がある。）。

(3) 提出期限

令和3年8月20日（金）午後5時まで

(4) 提出方法

持参又は郵送により事務局へ提出すること（期限内必着）。なお、郵送の場合は、配達証明付き書留郵便に限る。

## 6 プレゼンテーション及びヒアリングの実施

提案書を提出した応募者に対してプレゼンテーションの実施を求めるとともに、必要に応じてヒアリングを実施する。プレゼンテーションは提出済みの提案書を用いて行うこととし、追加資料の提出を認めない。なお、プレゼンテーションの詳細な日時、場所、内容等については、事務局から応募者に通知する。

(1) 日 時

令和3年9月15日（水）

(2) 場 所

能美市民センター

(3) 内容

プレゼンテーション時間は、説明及び質疑応答を含め45分程度（予定）

## V 参加辞退

参加表明書の提出後に提案を辞退する場合は、令和3年8月10日（火）午後5時までに、辞退届（様式第4号）を提出すること。

## VI 選考方法

### 1 提案書等の審査

- (1) 提案書の審査は、中町／宇品航路船舶建造委託業務に係る公募型プロポーザル方式受託者特定審査委員会（以下「審査委員会」という。）により行う。
- (2) 応募者について、プレゼンテーション実施後、提案書の評価項目に対し評価を行うとともに、プレゼンテーション及び質疑応答の内容を総合的に評価し審査する。  
なお、審査の結果、基準点（100点満点中60点）を満たさなかった場合は、失格とする。
- (3) 評価項目により審査委員による採点を行い、その結果に基づき、評価点数の総合計が最高得点の応募者を事業候補者（優先交渉権者）とし、2番目の得点の者を次点候補者として選定する。  
最高得点の応募者が複数の場合は、審査委員会の議決により選定する。
- (4) 応募者が1者の場合であっても、審査を行うものとし、審査の結果、提案内容が基準を満たしていると認められた場合には、その応募者を事業候補者として選定する。
- (5) 審査結果は応募者に文書にて通知する。
- (6) 審査結果は、原則として公開する。なお、審査結果に対する異議の申立てはできない。

### 2 契約の締結について

- (1) 選定された提案者の提案書に基づき、双方協議の上、詳細を確定する。その後、再度見積書等を徴収し、仮契約を締結する。ただし、その者と契約が成立しない場合は、次点のプロポーザル提案者と交渉を行う。
- (2) 市と合意に達した受託予定者は、江田島市契約規則（平成18年江田島市規則第10号）第33条の規定により、契約締結と同時に契約保証金（契約金額の10%以上）を納めなければならない。  
ただし、受託予定者がこの契約による債務の不履行により生じる損害を填補する履行保証保険契約を締結した場合は、この限りではない。
- (3) 契約金の支払については、契約書の定めによるほか、江田島市契約規則（平成18年江田島市規則第10号）によるものとする。
- (4) 本件は、江田島市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成16年江田島市条例第50号）第3条に基づく江田島市議会の議決が必要な契約であるため、仮契約の締結後、江田島市議会の承認を得たのち本契約の締結となる。
- (5) 本募集要項及び契約時に示した条件のほか、本建造事業を円滑に実施する上で必要な事項が生じた場合には、双方協議の上、処理するものとする。

### 3 失格

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 提出期限を経過してから提案書等を提出した場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) その他、本募集要項に違反すると認められた場合

#### 4 審査基準

審査項目	審査内容	点数	満点
基本理念	新船建造のコンセプト・理念は、優れているか。	5 4 3 2 1	5
実施体制	新船建造に必要となる実施体制は、構築されているか。	5 4 3 2 1	15
	過去に相応の高速船・バリアフリー船舶の建造実績があるか。	5 4 3 2 1	
	納入後のメンテナンス体制は、構築されているか。	5 4 3 2 1	
工期日程	適切なスケジュールが組まれているか。	5 4 3 2 1	10
	早期に工期完了が見込める工夫があるか。	5 4 3 2 1	
建造予定価格	基本計画書を満たした上で、建造見積金額が妥当であるか。	5 4 3 2 1 (点数を3倍する)	15
基本設計	船体構造において、復原性能、推進性能、耐航性能等の安全性に配慮した設計となっているか。	5 4 3 2 1	25
	利用者が快適に過ごせる居室空間となっているか。	5 4 3 2 1 (点数を2倍する)	
	客室内のバリアフリー対応が適切であるか。	5 4 3 2 1	
	船内外の騒音・振動対策に工夫がみられるか。	5 4 3 2 1	
技術力	提案内容は基本計画書と同等かそれ以上の機能を有し、かつ優れた内容となっているか。	5 4 3 2 1	25
	将来の維持管理費を軽減するための工夫があるか。	5 4 3 2 1 (点数を2倍する)	
	船型や燃料等において、省エネルギー化を実現できる工夫があるか。	5 4 3 2 1 (点数を2倍する)	
デザイン	江田島市らしいデザインとなっているか。	5 4 3 2 1	5
合計			100



## **VII その他**

- 1 提案書の作成，応募，プレゼンテーションへの参加など，本プロポーザル提案に要する費用は参加者の負担とする。
- 2 提出された書類等は，返却しない。なお，提出された書類等は，本市において，審査及び説明の目的のため複写して使用できることとする。ただし，応募者に無断で本プロポーザルの審査以外に使用しない。
- 3 提出した提案書と見積書の提出期限後の差替え，追加，削除等は認めない。